

本市におけるヤングケアラーの支援について

1 本市の現状

現在、国や県では、一般に本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童である「ヤングケアラー」の支援体制を強化している。

本市の状況としては、ヤングケアラーの支援体制は整備していない中で、地区保健福祉センターが中心となって支援を行ってきた状況にあったことから、本年7月より支援体制等の整備に着手した。

2 支援体制整備等のための取組み経過

(1) 庁内連携会議について

今年度、ヤングケアラー支援に関わる関係課を構成員とした「ヤングケアラー支援に向けた庁内連携会議」を設置し、継続的に支援体制整備等に係る協議を行った。

なお、関係課としては、保健福祉課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、学校教育課、平地区保健福祉センター、勿来・田人地区保健福祉センター、こども家庭課の計7課で構成している。

① 開催状況等

ア 第1回

開催日時 令和4年7月15日（金） 14時～

議 題 社会的認知度の向上、早期発見、相談支援体制について協議

イ 第2回

開催日時 令和4年8月19日（金） 14時～

議 題 支援体制、関係機関による情報共有・連携強化等について協議

(2) 要保護児童対策地域協議会について

要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）は、要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に設置する組織であるが、構成団体等の実務者で構成された実務者会議の中で、ヤングケアラーの支援について協議を行った。

① 開催状況等

開催日時 令和4年8月26日（金） 14時～

議 題 本市におけるヤングケアラーの支援について

3 ヤングケアラーの支援体系について

ヤングケアラーへの支援については、相談支援体制の整備のみならず、社会的認知度の向上を含めて全体的に推進する必要があるため、庁内連携会議において本市におけるヤングケアラーへの支援体系図を作成した。

今後は、支援体系図に基づき、ヤングケアラーへの支援を推進する。

なお、詳細については、別添資料3-2のとおり。

4 ヤングケアラーへの相談支援体制について

(1) 相談支援体制について

ヤングケアラーの相談支援機関は各地区保健福祉センターとする。
なお、ヤングケアラー対応フローは別添資料3-3のとおり。

(2) 関係機関による情報共有・連携強化について

ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える課題が複合化したものであり、関係機関が連携して対応する必要があるため、ヤングケアラーを「要支援児童」に位置付け要対協において、情報共有や進行管理を行う。具体的には、要対協実務者会議の中で、児童虐待ケースに加えて、ヤングケアラーケースを取り扱うものとする。

また、要対協構成団体として、生活困窮支援に携わる団体として「いわき市社会福祉協議会」を、高齢者福祉や障がい者福祉等の支援に携わる団体として「地域福祉ネットワークいわき」の2団体を追加した。

(3) 運用の開始等

上記(1)、(2)の運用は、令和4年11月1日より開始している。

なお、運用開始前より、ヤングケアラーの相談支援を行っていたが、対応フローに基づいた支援をあらためて位置づけしたもの。

運用開始後は、次の関係機関に対し、相談先に関する周知と併せて、ヤングケアラーの早期発見及び連携した支援についての協力を依頼した。

【関係機関への周知】

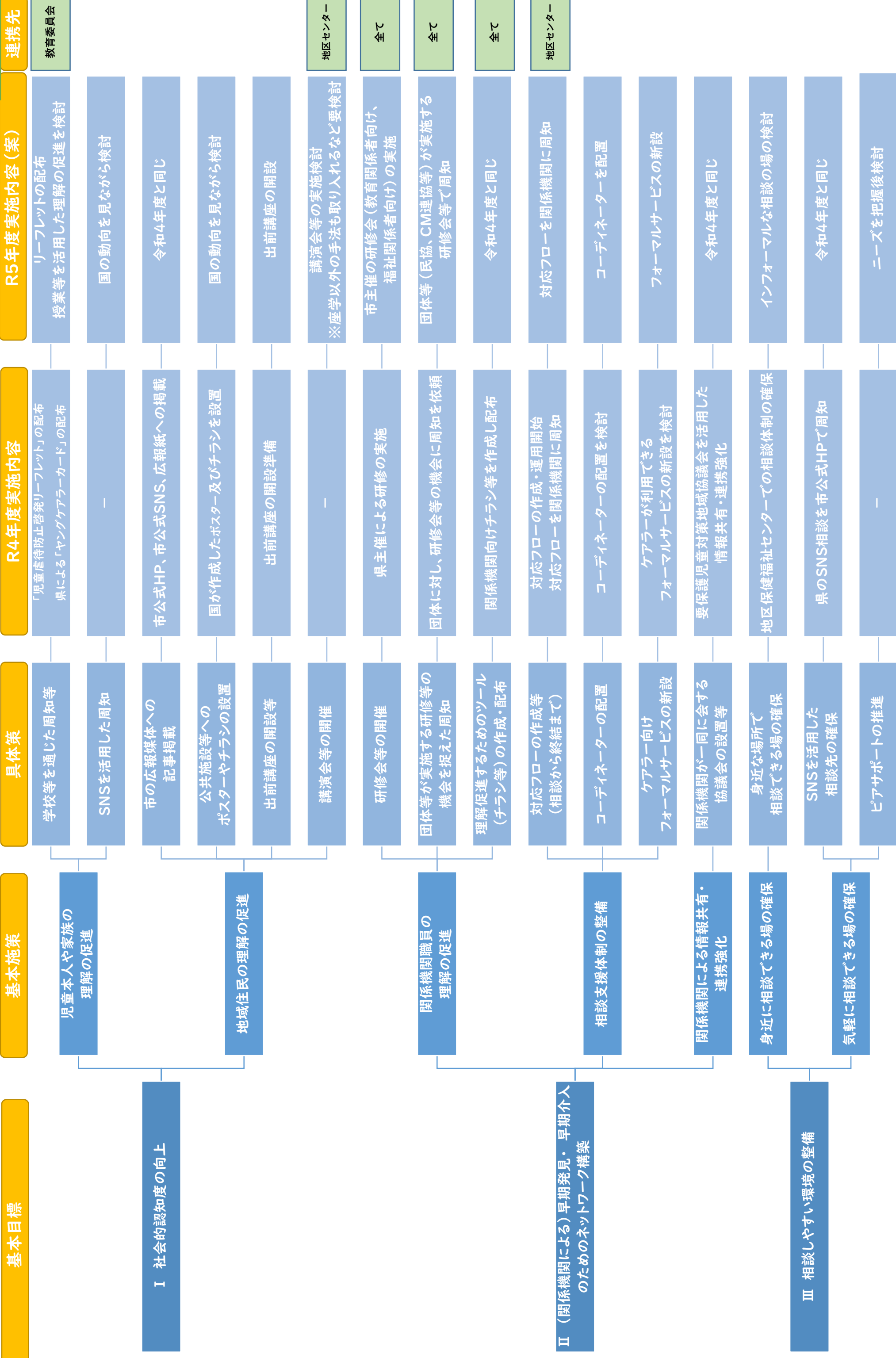
日付	関係団体等名	備考
11月1日	市立小・中学校	学校長に対し文書を送付。教職員への相談先等の周知を依頼。
11月7日	県立高等学校	学校長に対し文書を送付。教職員への相談先等の周知を依頼。
11月9日	私立学校	学校長に対し文書を送付。教職員への相談先等の周知を依頼。
11月14日	いわき障がい者相談支援センター等	関係機関の定例会に参加し、相談員に対し相談先等を周知。
11月15日	いわきスクールソーシャルワーカー連絡協議会	連絡協議会の定例会に参加し、SSWに対し相談先等を周知。
11月30日	地域包括支援センター	関係機関の管理者会議に参加し、職員への相談先等の周知を依頼。
12月(予定)	いわき市生活就労支援センター	関係機関を訪問し、相談先等を周知する予定。

※なお、上記以外にも民生児童委員等の関係機関に順次周知する予定。

本市におけるヤングケアラーへの支援体系図について

資料3-2

本市のヤングケアラーに対する課題に対応するため、基本目標は、「Ⅰ 社会的認知度の向上」、「Ⅱ 早期発見・早期介入ネットワークの構築」、「Ⅲ 相談しやすい環境の整備」とする。



ヤングケアラー対応フロー

※本フローは、本市の「子ども虐待対応フローチャート」に準ずる。

